

# 令和5年度 第4回沖縄県内水面漁場管理委員会議事録

日時 令和5年12月22日(金)  
午後 14時00分～15時35分  
場所 沖縄県庁9階農林水産部第4会議室

出席者

委員 8名

古谷 千佳子 委員      津波古 優子 委員

(WEB)

立原 一憲 会長      金城 政達 委員      伊波 實 委員  
仲村 直 委員      宮良 工 委員      山川 彩子 委員

事務局職員 4名

井上 顕 (事務局長)      紫波 俊介 (主任書記)  
秋田 雄一 (主任書記)      米丸 浩平 (書記)

環境部自然保護課

仲村 峻



○事務局(秋田)      こんにちは。

定刻となりました。古谷委員がまだこちらに見えていないのですが、これより第4回沖縄県内水面漁場管理委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局(井上)      よろしく申し上げます。

皆さん、お疲れさまです。事務局長の井上です。

まず、議事に入る前にいつもの確認を3点お願いします。

1、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定していただくようお願いします。2、発言の際は、議長から指名を受けた上で、ご発言をお願いします。3、途中退席される際には、挙手の上、議長の許可の下、退席されてください。

それでは、ただいまより令和5年度第4回沖縄県内水面漁場管理委員会を開催します。

本日の出席状況ですが、委員定数8名に対して、古谷委員のほうはまだ来られていませんが、参加予定という形なので、8名全てのご出席いただいております、漁業法第145条第1項の準用規程である第173条第1項による規定を満たしておりますので、本日の委員会は成立いたしております。

また、本日は、環境部自然保護課希少種・外来種対策班より、仲村峻主任にお越しいただき、沖縄県希少野生動植物保護条例についてご解説いただくこととなります。

仲村様、今日はよろしくお願いたします。

**○自然保護課（仲村）** よろしくお願いたします。

**○事務局（井上）** 本日は、ウェブ併用の会議となっております。ウェブ参加の方は、発言をされる際にマイクをオン、それ以外ではオフでお願いします。カメラは原則としてオンにしてください。

それでは、本委員会の議事の進行につきましては、沖縄県内水面漁場管理委員会運営等規程第6条により、会議の議長は会長が当たると規定されております。

以後の会議の進行を立原会長、よろしくお願いたします。

**○立原会長** 皆さんこんにちは。

随分寒くなってきて、こっちはマイナス7.4度です。奄美も沖縄も随分冷え込んできて、奄美は先月の終わりから産卵が始まっています、恐らく沖縄のほうはリュウキュウアユの産卵が始まっている頃かと思います。

それでは、今日の委員会を始めたいと思うのですが、委員会の開催に先立って議事録署名委員の指名ですけれども、今日は出席されている伊波委員と仲村委員に議事録の署名人をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

**【第1号議案 リュウキュウアユの採捕承認申請について】**

**○立原議長** それでは、議事のほうに移りたいと思います。

議案の1として、リュウキュウアユの採捕承認申請について、事務局のほうから説明お願いたします。

**○事務局（秋田）** よろしくお願いたします。

第1号議案、議案書の1ページをご覧ください。

リュウキュウアユの採捕承認申請について。

リュウキュウアユの採捕に係る沖縄県内水面漁場管理委員会指示4第1号の第4に基づく採捕承認申請が3件ありますので、内容をご審議願います。

なお、承認番号5の3の一般財団法人沖縄県環境科学センターからの申請については、外来魚の駆除のための緊急的な採捕承認であること、リュウキュウアユを対象とした採捕のための承認ではないことを鑑み、事前に各委員から書面で承認を得て、承認書を発行済みであることを申し添えます。

1 ページの中段に今回の委員会で承認をお願いしたい3件の申請が表にまとめられております。

今、申し上げた書面で決議いただいたのは、5の3の沖環科さんからのものです。5の4も同じく沖環科さんで、外来生物の捕獲調査で調査地が安波ダム、福地ダム、羽地ダムの貯水池・流入河川となっております。

それから、5の5で、沖縄美ら島財団のほうから普久川ダムで親を採って種苗生産するための採捕の申請がありました。これらの内容について、議案書の2ページの以降でさらに説明をしていきたいと思っております。

2ページのほうには、今年度、これまで申請があった内容の整理がしており、3ページのほうには、承認申請のフローチャートがまとめられております。

続いて、4ページ以降、今回の申請内容のほうに移らせていただきます。

4ページが、もう既に承認いただいているものなんですけれども、沖縄県環境科学センターさんから、福地ダムにおいて、外来生物の捕獲調査の計画となっております。こちらは、グリーンソードテールが福地ダムの流入河川で確認されたということで、先月、皆さんにお話をさせていただき、緊急に書面で決議をいたしました。

続いて、6ページにその計画が添付されております。福地ダムのこちらの河川でソードテールが確認されたということで、繁殖する前に希少なリュウキュウアユはじめ、ミナミメダカの生息地にもなっていますから、この外来魚の影響を最小限にするために、緊急的な駆除を行う目的で調査を行うものとしております。

調査の方法が、潜水調査、潜水で個体数を記録することと、タモ網、カゴ網、刺網で捕獲する内容となっております。

こちらが、発行した承認証になります。

採捕期間は、令和5年12月1日から来年2月12日までとなっております。

ちなみに採捕する尾数は、リュウキュウアユを対象にしたものではありませんので、混獲に備えたものとなっております。

こちらの承認に関して、既に決議をいただいておりますので、今回の委員会の報告事項の1で、その調査の概要について最後に説明させていただきたいと思います。

続いて、審議いただきたいのは、2番目の同じく環境科学センターさんからの申請になります。こちらが、議案書の10ページ以降。こちらも外来魚の駆除調査で、調査地が違っておりまして、福地ダム、安波ダム、羽地ダムの貯水池・流入河川において、外来生物等の捕獲調査を予定しております。

採捕する尾数ですが、こちらもアユを対象にしたものではありませんので、採捕された場合には記録を取って基本的には放流、へい死した場合には適切に処理するという事で申請があります。

採捕期間が年度をまたいで来年度の、来年6年4月1日から令和7年1月31日までの調査期間となっております。

そして、使用する漁具が釣り、刺網、三枚刺網を含むもの、それから、投網と追込網、カゴ網、電気ショッカーボートとなっております。

採捕予定者が、全部で22名いらっしゃいますが、こちらの住所は会議が公開であることから削除しております。

続いて、12ページ以降に外部委託の事業ですので、調査の計画書が提出されております。

14ページのほうに調査予定場所と期間が整理されており、15ページに管理体制、実施体制と業務の対象が整理されております。

あと、具体的な内容については、このような外来生物の調査ということで、調査予定時期と回数が表に整理されております。

詳細については割愛させていただきますが、基本的にはアユ以外の外来魚だったり、ザリガニだったり、外来生物の分布状況を調査する計画となっております。

こちらが承認証の案です。大分飛びましたが議案書34ページになります。

申請内容、そのまま写しておりますが、採捕期間は令和6年4月1日から令和7年1月31日まで、採捕場所は安波ダム、福地ダム、羽地ダムの貯水池・流入河川。使用する漁具・漁法は釣り、刺網、投網、追込網、カゴ網、電気ショッカーボートとなっております。

採捕予定者は全部で22名となっております。

2件目は以上で、3件目が美ら島財団さんからの種苗生産のための採捕の申請です。

こちらが、議案書の36ページ、採捕の目的が種苗の生産、採捕予定尾

数は当初 100 尾と申請がありましたが、現地の状況を確認してから判断するということで、一応、20 尾以内の採捕を予定しております。場合によっては、現地の産卵個体群があまりにも少ない場合は、採捕予定数を減らすか、中止にするということでした。

採捕期間が、本日承認を得てから、すぐもうアユの産卵が始まっている可能性がありますので、すぐ調査に入るといことです。

採捕期間の終わりが2月20日まで、採捕予定場所が普久川ダム流入河川となっております。使用する漁具・漁法が投網と釣りになっており、採捕予定者はこちらの12名となっております。

議案書の38ページからお願いします。

続いて、実施計画、美ら島財団さん、かねてから種苗生産を行っていただいているんですが、水族館での展示用とそれから放流用ということで生産を予定していただいております。

議案書の39ページのほうに、今までの放流実績が提出されております。この近年は、生産できずに放流ができていないようですが、令和元年から2年にかけての750尾というのが、直近の実績になっております。

近年は、親魚の採捕数も少なくなっているようです。今年から種苗生産のメンバーも少し変わられたようで、今年度はうまくいくことが期待されております。

こちらが、以前の採捕と種苗生産の状況の写真ですね。

41ページのほうは承認証の案となっております。

目的が、リュウキュウアユ種苗の生産、採捕予定尾数は20尾以内、採捕期間が令和5年12月22日から令和6年2月2日まで、採捕場所は、普久川ダム流入河川、漁具が投網と釣り。採捕従事者は次のページの12名となっております。

以上、第1号議案については、既に承認いただいている1件とそれから新規に申請があった2件の採捕承認申請について説明させていただきました。

以上の承認申請についてご審議願います。

**○事務局（井上）** すみません、事務局から少しよろしいでしょうか、会長。

**○立原会長** はい。

**○事務局（井上）** 今、14時10分に古谷委員のほうが来ておりますので、一応、申し添えておきます。よろしく願いいたします。

**○立原議長** 事務局、どうも説明ありがとうございました。

それでは、今、説明のあった3件の申請に関して、一括して審議した

いと思います。

順番にいきましょうか、まず、最初の沖縄県環境科学センターから事前に申請のあった、これは一度書面の審査を経て、許可するという、今までになかった特例で行ったものですが、これに関して、何かご意見ありますでしょうか。何かありませんか。

今回はかなりイレギュラーな形で、委員会を開かずに書面で申請を受け付けるということだったんですけれども、今回は特例ということで、あまりこれを前例にはしないということが事前に申し合わせてあったと思います。

これは、既に書面上での申請許可を受けていますので、後で、この結果報告のところに移りたいと思います。

これは、承認でよろしいですね。大丈夫ですか。

(「はい」という声あり)

**○立原会長** どうもありがとうございます。

それでは、これは承認ということにしたいと思います。

では、次に、申請の5の4番、同じく沖縄環境科学センターから出ている外来生物捕獲調査に伴う申請について、ご審議お願いいたします。

この件、何かありますでしょうか。どなたか何かありませんか。

この件、私のほうから一つ、お聞きしたいんですけれども、これ、5の3で、ソードテールの駆除をしていますけれども、同じ場所で外来生物捕獲調査をするのに、それを入れなくていいのかなという気がちょっとしたんですけれども、これ何か、事務局のほう何か聞いていますか。

**○事務局（秋田）** 事務局より回答させていただきます。

福地ダムのほうでは、ソードテールの駆除をされたので、確かに外来魚調査という視点からすると、既にもう調査というか、駆除が入ってしまっているので影響はあると思います。先に行った外来魚の駆除との関係については、後ほど確認しておきたいと思います。

**○立原会長** というのはですね、福地ダムの最初の5の3で申請されているものの期限が2月で切れていますよね、1回。ということは、例えば、5の4でやるときに、福地ダムの同じ場所に入ったときに、同じ場所に入らないのかな。駆除しないのかなというのがちょっと気になってですね。後で、5の3の結果を聞いてからというものもあるかもしれませんが、何かやるならば、福地ダムのその件を一緒に出してしまえばいいのになと思ったんですけれども、何かこの辺は事務局のほうから、何かコメントしてもらえますか。

**○事務局（秋田）** 分かりました。

では、承認書を送る際に、福地ダムで状況、一旦報告はいただいているんですが、その内容へのコメントと併せて次回の調査の際に、問題になっている場所でのソードテールの駆除については検討していただくように伝えておきます。

**○立原会長** そのほか、どなたかこの2番目の議案について、何かご質問ありませんでしょうか。どなたかありませんか。

ないようでしたら、この申請も許可ということでもよろしいでしょうか。

**(はいという声)**

**○立原会長** それでは、許可ということにしたいと思います。

それでは、3番目の沖縄美ら島財団から出ている種苗生産用の採捕に関して何かご質問ありますでしょうか。

宮良委員どうぞ。

**○宮良委員** 今回、何か特別な理由とか、今までなんかは、福地ダム辺りで採っていたものが普久川に変わったのは何かあるんですか。

**○事務局(秋田)** すみません、私のほうもちょっと過去の調査でどこで採捕していたかというのを存じ上げておりませんでしたので、追加で確認しておきたいと思います。

**○宮良委員** どんな状態か分からないんで、やっぱりまたこれも20尾だったらいいだろうと思うんですけれども、一定のレベルでいるわけじゃないと思うので、どれぐらいの影響があるのかなというのを考えただけです。100とか200ぐらいしかいないところから20採ってくるというのは、結構、影響が大きいんじゃないかなと思って、それだけです。

**○事務局(秋田)** はいありがとうございます。

**○立原会長** これ、私のほうから、ちょっと推測でしかないんですけども、従来美ら島財団が入るときには、私の米軍パスの許可を使って入っていったんですよ。それで、米軍施設への許可申請は毎年5月なんです。恐らく最近すごく厳しくなっていて、実は、私も今年レッドデータブックの関係で、米軍施設の許可申請を出したんですけども、結局、今年は入れなくて、来年に許可が下りるという形で、かなり厳しくなっている状態で、そうするともしかすると福地ダムのパスの申請が間に合わなかったのか、出なかったのかもしれないですね。ちょっとよく分からないんですけども、そんな気がします。

さっき、私もちょっと見て、普久川から採るんだ、と思ったんですけども、多分、そんな理由じゃないかと推察されます。

**○宮良委員** 分かりました。

**○立原会長** 普久川の状態というのは、最近、全然調べていないと思

いますので、私が知っている限り、あそこは数百のオーダーの個体群だったお思いますので、ついでに今度入るときにどんな状態だったのかという情報ももらえるといいのかもしれないので、それも事務局のほうからどんな状況だったのかは聞いてみてください。

**○事務局（秋田）** 承知しました。

では、美ら島財団のほうには、採捕の際の川の状況と個体数なんかについて、事後で報告いただくように申し添えておきます。

**○立原会長** よろしくをお願いします。

3番目も許可してよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

**○立原会長** じゃ、この3つの申請全て許可ということにしたいと思えます。

どうもありがとうございます。

これで、1番目の議案は……

（「質問いいですか」という声あり）

**○立原会長** どうぞ。

**○山川委員** すみません、山川です。

美ら島財団のさっきの案件なんですけれども、39ページの放流実績とかなを見ると、大体30尾から60尾ぐらい親魚を採ると、それなりの数の放流実数が確保できるのかなという感じがするんですが、今回、どれぐらいアユがいるか分からないから、マックス20尾ということなんですけど、親魚の数が少な過ぎると、放流できる数の確保、種苗生産するというのが何か難しいのかなという気がするのですが、何かそのあたり20尾という数が適当なのかというのが、ちょっと気になったんですけれども、そちらいかがでしょうか。

**○立原会長** 事務局、何かありますか。

**○事務局（秋田）** 申し訳ありません、ちょっとこのあたりは、全く存じ上げておりません、立原先生何かご存じでしょうか。

**○立原会長** 私からコメントさせていただくと、たしか今までずっと100で出していて、これ、例えば、多いとうまくいっているわけじゃなくて、産卵場に集まっているものを採るので、大部分が雄なんです。それで、投網で打って、1回採ってしまっ、20匹採って、その後に、雌が1匹しか入っていないとすると、1個体の雌を採るために、19個体の雄を採ってしまうんですね。これは、親魚採捕尾数というのは、当たり外れではなくて、雄がどのくらい入っているかによって変わってきてしまっているんだと思うんですね。



それで、例えば、20 匹くらいしか採っていなくても、2,000 以上採れているときもあるんですけれども、それは最初の投網で打っているときに、雌が入っているということなんです。

ですから、ここの尾数は 20 尾というのは、ちょっと確かにちょっと少ないかなという気もするんですけれども、もしかすると、(採捕予定者の)メンバーをみると、潜って採ろうとしているのかなという気もします。

**○山川委員** (雌雄を) 判断して、採るということですか。

**○立原会長** 投網で採ると、どうしてもランダムになってしまって、産卵場にいるのは、7割ぐらいは、雄なんです、基本的には。雄ばかり集めてしまうのではなくて、潜って、寄せて、まず、雌を採ってからというふうにすると、20 匹ぐらいでもいいのかもしれない。

その辺ちょっとどういう方法を取っているのかということ、もし、必要であれば、もうちょっと大きく出しているでもいいのかなという気はします。100 採ることはないと思いますので、その辺、事務局のほうから何かコメントしますか。

**○事務局(秋田)** 当初、申請 100 尾で来て、その河川の規模に応じたということだったんですが、20 尾あれば、先方も足りるということだったので、それで今回、先方から 20 尾ということで申請をいただいておりますので、そのあたりの必要数、これで十分かというところは、最終的にはもう一度確認してみたいと思います。

**○立原会長** よろしくお願いします。

その他、何か質問ありますでしょうか。

どうぞ。

**○津波古委員** この案件に関して許可、承認するということには異議ありません。

ただ、一つ質問と個人的な希望になるかと思うのですが、もし、今回、親を採捕して、うまく種苗が作れて、2,000 から 3,000 個体できた場合、放流実績のある河川に放流という計画をされているんですけれども、放流後の個体その後どう生息できているかという、そういうモニタリングを申請者にお願いすることってできないものかなと考えます。

でないと、今後の、この後の議案になるんですけれども、この委員会も今回でお役目は終わるのかなというお話になるかと思うんですが、その一方で、個人的には、種苗を作って放流していくことは続けてもらいたいなと思っていて、今後のことを考えると、放流した後、その後、どうなったかということを確認して、そのデータというのはものすごく貴重な情報になるかと思うので、何か、そういったシステ

ムというか、制度というか、つくれないものかなと思っているところです。

今回ももし美ら島さんに余力というか、あれば、その確認をしていただきたいなと思っているところです。

以上です。

**○立原会長** ありがとうございます。

非常に重要なことではありますよね。ただ、放流した後、美ら島財団のほうに追跡調査もお願いできるかどうかというのは、なかなか難しいかもしれませんけれども、事務局のほうから頼んでみますか。

**○事務局（秋田）** 実現可能かどうかはおっしゃるように、先方の事情もありますので、そちらは確約はできませんが、事務局からモニタリングについて依頼することは差し支えありませんので、こちらから許可証を出す際に、申し添えておきたいと思います。

**○津波古委員** ありがとうございます。

**○立原会長** よろしくお祈いします。

そのほか、何か、この3つの申請に関する質問がありますでしょうか。大丈夫でしょうか。

### **【報告事項1 内水面漁場委員会指示失効後におけるリュウキュウアユの保全方法について】**

**○立原会長** 大丈夫でしたら、次の事項、報告事項の1ということで、内水面漁場委員会指示失効後におけるリュウキュウアユの保全方法について、事務局のほうから説明お願いいたします。

**○事務局（秋田）** よろしくお祈いします。

議案書の43ページをご覧ください。

画面共有しますので、少々お待ちください。

こちら、報告事項の1では、事務局のほうから、これまでリュウキュウアユの委員会指示の在り方についてということで、これまで委員会指示発動の経緯と状況について簡単に概要を説明させていただいた後、今回、自然保護課さんのほうから、県の条例で保全する方法について検討できないかということで、こちらから打診しておりまして、希少野生動物保護条例というものの概要についてご説明いただこうと思います。

それでは、まず、事務局のほうからリュウキュウアユの委員会指示の在り方についてというタイトルで説明をさせていただきたいと思います。

これまでの経緯ですが、既に多くの方ご存じのとおりと思いますが、戦前、明治から太平洋戦争前に、明治時代にリュウキュウアユの生息が

確認され、昭和初期には、地元の特産品化の要望を受けて調査が行われていました。

その後、県が増殖奨励事業を行い、同時に源河川をアユの禁漁区に設定しました。その後、戦争があつて、本土復帰前まで、琉球政府の漁業調整委員会が琉球漁業法に基づき、リュウキュウアユの採捕禁止の委員会指示を発動、本土復帰後、本土の漁業法が適用され、アユの保護が法的な措置から取り残される、大規模な公共事業の実施などにより、流域の開発による河川の水質悪化などにより、アユの生息環境が急速に悪化。1978年に確認されたのを最後に、リュウキュウアユが絶滅したとされる。

それから、リュウキュウアユの復活への取組ということで、内水面漁場管理委員会指示が発動される前の取組、1984年に淡水魚研究会が奄美大島からリュウキュウアユを移入して復元させることを提言。

リュウキュウアユの復活に対する気運が高まり、「源河川にアユを呼び戻す会」の結成がありました。

1988年にリュウキュウアユが琉球列島固有の亜種として報告され、県外からリュウキュウアユの稚魚、奄美大島がルーツのものが導入され、稚魚の放流が源河川、福地ダムなどで実施されました。

91年に種苗センターが設置され、93年にアユの遡上を確認、95年に全国内水面漁場管理委員会連合会九州ブロック会議で、アユの採捕制限について照会しました。

内水面漁場管理委員会指示が発動されたのは、1996年7月、沖縄県内水面漁場管理委員会指示8第1号として発動され、現在まで継続して発動されております。

現在発動されている指示が令和7年9月30日までの有効期限となっており、今後、漁業の実態がない現状で漁業に関する制限を設ける指示というのが発動できないというふうに言われていまして、令和7年9月以降、同様の委員会指示が発動できないこととなっております。

こちらの表が、これまでの委員会指示の発動状況、直近のものが今年の現在有効な指示となっております。

今後の課題なんですけれども、最初の委員会指示の発動から27年経過しました。これまでに9度の委員会指示の発動があったところです。

ただ、委員会指示の違反に対する罰則の適用というのは困難となっております。現状、アユを取り巻く状況として、採捕禁止については県民の多くに知れ渡っているのではないかなというところですが、採捕、禁止する後ろ盾となる指示については、先ほど申し上げたとおり、再来年の9月で切れてしまいます。

そこで、今後、こういった枠組みでリュウキュウアユを保全していくかということで、今年度、私が受け持つてからも様々な検討をしてきました。

まず、国の法律、いわゆる種の保存法で、産地に縛られず、奄美のものも含めて、リュウキュウアユを保全できないかということで、環境省さんのほうにも自然保護課さんと一緒に相談に伺わせていただきました。

ただ、自然分布域の奄美のほうでは、鹿児島県の条例で希少種に指定されて保全がされております。それにあえて法律を被せて、二重で保護するような形を取るとするのは、環境省的にはあまり検討できないなということで、積極的には検討していないようでした。

それから、もう一つ、市町村の条例ということで、分布域の各地市町村のほうで、条例をつくることも検討したんですけども、分布が複数の市町村にまたがっておりますので、それぞれ調整が必要という部分があります。

さらに、ダム管理規程、それぞれの分布しているダムのほうで、採捕を制限するような管理規定をつくれないうこととも考えてはいるんですが、放流のほうで検討されているように、ダムから流下する仔稚魚が海に流下して、その後、ほかの河川に遡上していくような増え方を想定したりすると、河川や海域についてはダムの管理規定では制限できませんので、これについてもやや限界がある守り方かなというところですね。

そこで、県の条例として、沖縄県希少野生動植物保護条例というのがあります。こちらでは、ミナミメダカだったり、ヤンバルクイナだったり、そういったものが希少野生動植物として指定され、保全の対象となっております。

こちらで、希少野生動植物として、今、沖縄にいるアユが整理できれば、県域全体でこのリュウキュウアユを保護対象として指定することが可能ではないかということで、こちらの線で検討ができないかということを考えております。

それで、次、お話しいただくのは自然保護課さんのほうにお譲りして、この条例について概要をご説明いただければと思います。

まず、では、ちょっと演者を代わりまして、自然保護課の仲村様にご説明いただきたいと思います。スライドのほうは、私が送らせていただきますので、よろしく申し上げます。

**○自然保護課（仲村）** 沖縄県環境部自然保護課の仲村と申します。

私のほうから、沖縄県希少野生動植物保護条例の概要について説明さ

せていただきます。

次のスライドをお願いします。

まず、条例制定の背景についてです。

環境省は、平成 23 年度に、我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検というものを実施しまして、希少種減少の要因として、大きく 3 つの要因を挙げています。

緑の枠で囲まれている左のほうから、開発などによる環境の悪化、それから真ん中の商業的採取などによる捕獲・採取、それから右側の外来種の影響などによる生態系の攪乱が 3 つの要因として挙げております。

特に、一番左の開発については、環境影響評価などの仕組みが進んで、当時においても意識の向上が見られておりましたが、真ん中の捕獲・採取だとか、右側の生態系の攪乱については、制度がその当時不十分でした。そのような中で、沖縄県では、令和元年 10 月に沖縄県希少野生動植物保護条例を制定いたしました。同条例は、令和 2 年 11 月から施行しております。

続いて、次のスライドをお願いします。

本条例の特徴なんですけれども、その特徴としては、国の法律である種の保存法と、外来生物法の内容を合わせた仕組みとなっていることが特徴となっております。

まず、左側の図のほうなんですけれども、種の保存法というものが国の法律でありまして、その種の保存法では指定されていないものの、本県にとって希少とされる野生動植物種を指定希少野生動植物種に条例で指定しまして、県内での保護を図っています。

続いて、右側。外来生物法では指定されていないものの、本県の希少種にとって脅威となるような外来種を指定外来種に指定しまして、県内の規制を図っています。

希少種については、左の図の下の方にありますように、指定種の保護のために、保護区を指定したり、絶滅を回避するための保護増殖事業を行える仕組みとなっております。

次のスライドをお願いします。

種の指定についてです。県内に生息している野生動植物約 1 万 4,200 種のうち、沖縄県でレッドデータブック第 3 版では、県内で絶滅のおそれのある動植物種が 2,014 種に上がることが明らかになっています。

それらの種の中から、乱獲などといった要因も含めて優先的に保護を図る必要のある種を指定希少野生動植物種に指定しています。現在、指定希少野生動植物種は 47 種を指定している状況です。

一方、在来種については、県において沖縄県対策外来種リストを作成しておりまして、その中で 392 種を掲載しております。

これらのうち、希少種保護の観点から緊急に対策が必要な種を指定外来種に指定しています。現在、指定外来種は 9 種を指定しているところです。指定外来種の指定に当たっては、種ごとに指定区域、場所とセットでつなげることとなっています。

次のスライドをお願いします。

指定希少野生動植物種の個体の取扱いについては、主に捕獲等の規制があります。まず、指定希少野生動植物種の生きている個体は捕獲・採取・殺傷・損傷が禁じられています。それから、条例に反して捕獲された個体等の譲渡しや譲受け、引渡しなども禁止されています。

ただし、全く捕獲ができないというのではなく、研究や保護などを目的とする捕獲は、県知事の許可を要することとしておりまして、そのほかにも森林施業や農業などによって、そこで確認された指定希少野生動植物種を移動したり、移植したりするなど、規則で定められた行為については、あらかじめ届出を行うことで保護のための捕獲として実施が可能となっております。移動、移植用に保護を図ることができます。

次のスライドをお願いします。

条例では、指定希少野生動植物種の保護のために、必要と認められる場合に限って、その種の生息地等と一体となった区域を生息地等保護区として指定することができます。

生息地等保護区には、監視地区、管理地区、立入り制限地区の 3 種類があります。監視地区については、工作物の新築などの行為は届け出ることとなっております。

続いて、管理地区については、開発・伐採などの行為が許可制となっておりますが、林業のための伐採については、知事の指定する方法、限度を超えない範囲で許可が不要となっております。

そして、立入り制限地区については、繁殖期など、最小限の期間を設け、その期間内の立入りが禁止されます。

現在のところ、本条例でのこれらの生息地等保護区の指定はございません。生息地等保護区の指定に当たっては、指定希少野生動植物の個体数や生息区域などを把握して、保護のため重要と認められる区域を検討していく必要があります。

次のスライドをお願いします。

続いて、保護増殖事業についての説明になります。保護増殖事業は、指定種の保護上必要がある場合、生息調査や普及啓発をはじめ、飼育・

栽培下で繁殖などを図る事業を実施するものとなっております。国、県、市町村をはじめ、知事の認定を受けることにより、民間団体などによる事業実施を可能もしております。

保護増殖事業の例として、国の種の保存法の国内希少野生動植物種に指定されているヤンバルクイナの保護増殖事業があります。

県では、令和6年度から植物のナゴラン、カタツムリのオキナワヤマタカマイマイ、シラユキヤマタカマイマイ、これらの合わせて3種の保護増殖事業に取り組む予定でありまして、今年度、実施計画の策定を予定しております。

次のスライドをお願いします。

ちょっと字が小さくなってしまいましたが、最後に、こちら指定希少野生動植物種、外来種もなんですけれども、指定するまでの流れについて説明させていただきます。

まず、一番上のほうから、右側のほうからいきますと、これまで指定されていた種がいて、その指定の以降の候補選定作業を行います。これは、沖縄県自然保護課のほうで所管している希少野生生物保護推進事業という事業の中で、検討委員会というのがあるんですけれども、この検討委員会で挙げられた候補種だとか、その事業の委員へのヒアリングによる新規提案などにより、選定作業を行います。

それから、左側のほう、指定希少種に係る提案募集ということで、これは県のホームページのほうで行います。

その下、それから先ほど申し上げた希少野生生物保護推進事業の検討委員会のほう開催いたしまして、新たな指定候補種の案について、審議を行います。そこで、指定候補種が決定されます。

その後、下のほう、左側で、縦覧というところですね、県の広報に公告を行って、縦覧を行い、同時にパブリックコメント、県民意見募集とあとは関係行政機関への意見照会を行います。

左側の縦覧のほう、もし利害関係者から意見書の提出がある場合は傍聴会を開催します。

それを経て、沖縄県自然環境保全審議会のほうに諮問を行いまして、指定種の案について審議をしていただきます。その答申を受けまして、次に指定となりまして、県の広報で告示が行われるという流れになっております。

私からの説明は以上になります。

**○事務局（秋田）** 仲村さん、ありがとうございました。

今、ご説明いただきました条例の概要について、やはりリュウキュウ

アユ、もともとは地域で産業利用も検討されていたこともあります。

それから、保全という面では条例で保護していくことが望ましいように思われますが、そういった利用の面からすると、この条例だけではカバーし切れない部分もあるかなというところは認識しております。それらも踏まえて、ご議論いただければと思います。

○立原会長 立原ですけれども、いいですか。

○事務局（秋田） お願いします。

○立原会長 今、自然保護課のほうから説明があったのは、沖縄県の希少野生生物に関する指定の手続なんですよ。

○自然保護課（仲村） はい。

○立原会長 恐らく、水産課から提案しているのは、そうではなくて、リュウキュウアユという奄美に今現存している魚の域外保全地域としての指定ができるかどうかという話なんですけれども、ちょっと、この正規のルートではないことを提案しているんですけれども、その辺は可能なんですかね。

○自然保護課（仲村） 自然保護課、仲村です。

もともと沖縄にいたけれども、沖縄のほうで絶滅して、移入種として、今、沖縄のほうにまたいる状態なんですけれども、国の種の保存法の例で、鳥のトキが日本で一度絶滅して、それがまた中国、海外のほうから移入して、それを国の種の保存法の国内希少種として指定されているという例がありますので、そういった例を見ますと、県の条例でリュウキュウアユを指定することは、今のところ可能ではないのかなと考えているところです。

○立原会長 分かりました。ありがとうございます。

そこの確認だけちょっとしたかったんで。

この件に関して、どなたかご意見ありますか。

どうぞ。

○津波古委員 条例のほう、ぱらっと見たんですけれども、指定された種を捕獲してはならない。譲り渡してはならないという文言があるんですけれども、具体的に規制の仕方というのはあるのかなと思いついて、例えば、リュウキュウアユの委員会指示だと、場所と期間を決めて、そこでは決められた漁法はやっちゃいけませんという規制をしているんですが、投網、刺網、電気ショッカーとか、殺傷力が強いものはリュウキュウアユを混獲するおそれがあるから、この時期、ここでは使っちゃいけませんということをもってリュウキュウアユの保全とあとそれよりもっと効果が大きいんじゃないかなと思うのは、ほかの水生生物の種類



によっては守られていると効果があるのかなと思いますが、リュウキュウアユが希少野生動植物に指定された場合は、リュウキュウアユを採捕してはいけませんというだけになってしまうのでしょうか。今みたいな漁法の規制とかというのは、このことでできるんですか。

**○自然保護課（仲村）** お答えいたします。

希少野生動植物種に指定されますと、沖縄県内全域、場所を問わず、この種を捕獲することはできませんということになるので、そういった漁法とか、そういったのを問わず、そういった規制がかかってくるという形になってきます。

**○津波古委員** 考え方がちょっと違うんですね。

**○自然保護課（仲村）** ちょっと、違うかもしれないですね。

**○事務局（秋田）** 横からすみません。

今の件に加えてなんですけれども、条例の中で説明いただいていた生息地等の保護に関する規制という部分で、例えば、重要な生息域になっている福地ダムみたいなところをアユの例えば監視地区にするとか、監視地区にするとかという方法も、今、津波古委員がおっしゃられたようなアユを取り巻く生態系とセットでの保全という視点では、委員会指示によるものだけではなくて、この条例でも可能なのではないかなと思っただもので、そういう考え方もありますか。

**○自然保護課（仲村）** そうですね。将来的にはそういったことも可能性としてはあるかと思えますね。今現在、沖縄県内で生息地等保護区というのは指定されていないんですけれども、まずは個体数だとか、生息区域などを把握して、その保護のために重要と認められるような区域があれば、そういった生息地等保護区として指定することも検討されることになるかと思えます。

**○事務局（秋田）** ありがとうございます。

**○立原会長** 今回の件ですけれども、多分、これに指定するのは難しいんじゃないかという気がするんですけれども、というのは、米軍施設なので、コントロール不能ですよ。多分、これに指定する条件がちょっと難しいかなという気がしますので、例えば、さっき言われたトキみたいな形で種で縛るしかないのかなという気がしています。

すると、例えば、生息地を保護区とかにすると、それは本来のというのが前に来ているのではないかなというので、ちょっとこれは難しいかなという気がするんですけれども、自然保護課ではいけそうな雰囲気なんでしょうか。

**○自然保護課（仲村）** 米軍基地内であれば、ちょっと難しいかと思

いますね。

ただ、本来の、従来の生息地という考え方かどうかというのは、ちょっとまだこちらの内部でも確認しないといけないところかなと思っておりますが、ちょっと……。

○立原会長 よろしくお願ひします。

○自然保護課（仲村） 検討させていただきます。

○立原会長 非常に、なかなか難しい問題ですけれども、何か委員の方からご意見ありますでしょうか。

何かありませんか。

今までの、水産で出していた条例とは、かなり縛り方が違うので、例えば、源河区のほうからとか何か質問はないですか。

どうぞ。

音声聞き取りにくいですけど。

○事務局（秋田） 羽地支所のほう、音声、何かしゃべってみてもらえますか。

○立原会長 はい。大丈夫です。

○金城委員 すいません。これまでの経緯の中の源河区ですけれども、実際にリュウキュウアユが生息したのは、（音声不明瞭）という経緯が昔からあるわけですよ。リュウキュウアユの生息地として、ダムからオーバーフローして、（音声不明瞭）、（音声不明瞭）があったんですけれども、それが要するに産卵して、稚魚が海から上がってくることが1回もないわけですよ。だから、そういう中で、この保護地域というのは、もしできるんだったら、ダム以外の中で、検討していただけたらいいのかなと思ってます。何か、そこら辺が分かりにくいですけども。

○立原会長 今の、意見ですけれども、今のはいない場所も地域として指定するということの提案ですか。かつてのところ。

○金城委員 かつてのところに、何かね（音声不明瞭）のほうが今後のための、要するに可能性としては増える可能性があるのかなということですね、将来。

○立原会長 恐らくですね、この自然保護課の条例にそれをかぶせることは不可能で、それであれば、例えば、やっぱり名護市とかに働きかけて、市とか、村とか、管理の指定にするしか、何か保護区にするしかないのかなという気がするんですけども。これ、ちょっと、自然保護課の方に聞きたいんですけども、これ、現在、当然生息している生息地ですよ。

○自然保護課（仲村） それが、恐らく原則になるかと思われま

○立原会長 そうですね。

○自然保護課（仲村） はい。

流れとしては、まず、希少種に指定するというのが、まず第一段階で、その後、特にこの場所を守ったほうがいいというところがあれば、そこを生息地等保護区に指定するという流れになるんじゃないかなというところなので、まずは、場所も恐らく大事、重要とお考えかとは思いますが、すけれども、まず、この条例の希少種として指定するかどうかというところで議論をするべきなのかなと、ちょっと考えます。

○立原会長 ありがとうございます。

ほかに何かご意見ありますでしょうか。

宮良委員どうぞ。

○宮良委員 すみません。

今、具体的に条例を制定するしないの話になっているんですけども、まずそもそもリュウキュウアユがダム湖内にいないので、きちんと定着しているのか、していないのか、していないのにそこで保護を行うということは、いもしないものを保護しますという話になりかねないなと思っていて、もう一つは、ダムの中は、ダム管理の中で話ができるので、それはそれでいいんだろうと思うんです。下流河川で自生しない、きちんと定着してもいないものを保護しますという話がちょっとかなり大丈夫かなと。

今後、リュウキュウアユを保護して増殖させる、あるいは再生させるという話があって、再生したから保護しましょうねという話だったら分かるんですけども、いないものを保護しますという話は、何かちょっと違和感が。

今、先ほど資料にもありましたとおり、人為的に放流しないと河川にいない状態の生き物に対して、保護しますという話が、少し違和感を感じるんです。すみません、そもそも論です。

○立原会長 今の、答えですけども、ちょっと順番が違っているのかなと思ったんですけども、まず、種の指定ですね。いる、いないにはかかわらず、種の指定をして、それが例えば、染み出してどこかにも増えていったらば、それは種の指定ですから、それも追従して場所も増えていくという形なのかなという気がするんですけども、先ほど、源河区のほうから話があった、いない場所も保護というのは多分できないんですよ。まず、種がそこに、種指定して、それがいる、その種を保護するというところからいかななくてはいけないので、例えば、その後、そ

の種をより効率的に保護するためには、場所を保護したほうが良いということになれば、次のステップに行くということで、恐らく、種を指定するというのが、最初のステップなのかなという気がします。

○宮良委員 分かりました。

○事務局（秋田） 山川委員からも、手が挙がっていました。

○立原会長 どうぞ。山川さん、どうぞ。

○山川委員 50 ページの、この希少生物の指定のフロー図なんですけれども、まず、提案募集とか選定作業があってから、いろいろステップがあつての最後指定までに至るこの流れの大体のスケジュールの期間というのが、どれぐらいでできるのか。令和7年には切れてしまうんですよ、委員会指示が。なので、これって、今からやればどれぐらいで指定までいくのかなというのがちょっと気になったんですよ。

○自然保護課（仲村） 自然保護課の仲村です。

具体的なスケジュール案としては、前年度、追加指定したときのものを調べてみたんですけども、前年度は7月にこの一番上のホームページの提案募集だとか、7月13日から26日の期間で行っております。2週間ですね、大体。

それから、検討委員会が7月28日に開催されて、続いて、下の縦覧のほうは8月30日から9月12日の期間で行われて、その後、保全審議会のほうは書面開催となったみたいなんですけど、その答申が12月2日に答申が来て、指定されたのが12月20日となっておりますので、7月から大体始まったとして、大体半年間ぐらいのスケジュール感になるのかなと思います。

○山川委員 ありがとうございます。

そうすると、令和7年9月に、これは切れた後にしたほうが良いんですか。それとも切れる前の次年度の7月に間に合わせるような感じで進めたほうが良いんですか。

○立原会長 重要なことですね。事務局、その辺はどういうステップなんでしょうか。

○事務局（秋田） まだ、現段階では、この希少種条例で指定して保全するということは選択肢の一つとして考えております。最も有力な選択肢ではあるとは考えているんですが、具体的なスケジュールについては、未検討となっております。

○立原会長 事務局に確認したいのは、県の水産課の条例が失効する前に指定を取ることは可能なかどうかということなんですけれども。

○事務局（秋田） 重複して、そのルールがかぶるようなことですね。

**○立原会長** 両方とも、県が出している条例なので。

**○事務局（米丸）** それは、切ればいいんじゃないですか、委員会指示を。

**○事務局（秋田）** すいません、今、事務局内で話があったんですが、仮にこの希少種条例がかけられることになった場合、その発行前に委員会指示のほうを、委員会を開いて指示の有効期限をそこで切るという形で、指示と条例が重複しないような手続は可能ということですよ。

**○立原会長** 分かりました。ありがとうございます。

そのほか、何か、ありますでしょうか。

どうぞ。

**○山川委員** これ、おっしゃっていたように、幾つかある案のうちの一つということなんですけれども、でも、そのほかのお話を伺った感じだと、そのほかのはあまり何か現実的じゃないような感じがするので、もう県条例にしていくのがいいのかなと思うんですけれども、でも、これって来年度逃しちゃったら、また、多分切れちゃうんですよ、委員会指示が。そろそろ方向性ももう決めちゃってもいいのかなという気はいたします。

**○事務局（秋田）** ありがとうございます。よろしいですか。

それで、今回、自然保護課さんのほうから条例の概要をご説明いただいたんですけれども、ここで、私のほうが少し気になったのは、採捕に関して、かなり強い制限がありますよね。罰則もたしかあったと思うんですけれども、そういった中で、もともと利用されていた地元の考え方としては、この条例になじむものかというところを、少しお伺いしたいんですが、金城さん、伊波さん、そのあたりはいかがでしょう。

**○立原会長** ミュートになっていると思います。

**○金城委員** よろしくお願ひします。

今、自然の川にいるのは、唯一奄美大島のみなんですよね。沖縄地方では、河川のリュウキュウアユの生息はまだ定着していないというのが現状です。

それから、立原先生おっしゃっているんですけども、今後の規制の中で種の保存とか、そういうのは将来見越して、個人的な意見ですけどもやったほうがいいのかと思います。いかがでしょうかね。

**○立原会長** 事務局、今の回答でいいですか。

**○事務局（秋田）** 将来の保全を見越して対象とするのはよいというふうに聞き取れたんですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

**○金城委員** はい。

○事務局（秋田） ありがとうございます。

○立原会長 そのほか、何かご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

どうぞ。

○津波古委員 まだまだ、物すごい先の話話すことになるかと思うんですけども、種の保存、保護の対象種として指定されて、どのような形でリュウキュウアユが存続させていくのが目標というか、ゴールになるんでしょうかという、そういうことは議論しなくていいのかなと、ちょっと今のお話聞いていて思いました。

福地ダムの中の陸封個体群として健全に存続していくというのがゴールであれば、オーバーフローで近辺の川に流れてしまった個体が生き残れるような配慮というのは、もう不要という考え方になるかなと。

ただ、例えば、トキとか、コウノトリみたいに、野生復帰を目指すものならば、種苗生産というのが、保護増殖事業に成り代わって、それを後々河川に放流して、定着を図るという方向がゴールなのかなと。何かそういった議論も必要かなと、今、思いました。

放流先も沖縄の河川に放流するとなると、外来種だという意見も多分出てくることかと思えます。そこもどう考えるか、それと奄美の川に戻すとしたら、鹿児島県で保護されている方々はこういった考えをお持ちなのかなとか、ちょっとこの条例で保護の対象にしてみらうのは、全然私も異議なく、賛同いたしますけれども、もうちょっと議論したほうがいいこともあるのかなとちょっと思いました。すみません、感想です。

○立原会長 非常に重要な指摘だと思います。

今のことに関して、すぐに答えられるのは、奄美への放流はないですね。今、奄美に放流すると、下手すると奄美の放流したところが、保護対象から外れてしまうんですね、個体群が。非常にシビアな話なんですけれども、遺伝的に人為的作用を受けた可能性のある遺伝個体が放された場合には、その個体群そのものが保護対象じゃなくなるという議論もあって、奄美に戻すということは、奄美の個体群がいなくなったときにはあり得ますけれども、奄美の個体群、保護すべき個体群がいるときに、沖縄で人為的に増やしたものを入れるというのは、ちょっと今は難しいと思います。

それから、自然保護課のこの条例で縛るとなると、取りあえずは域外保全が第一意義になるので、多分、これが厳密にかかってくるのは、ダム湖の陸封個体群ということになって、そこから、次のステップに行くときには、また別のことを少し考えなくてはいけなくなるのかなという

気がしています。

それから、これは、まだ審議中の話なんですけれども、国のレッドデータブックの保護対象の指定が変わります。今までは、例えば、沖縄のリュウキュウアユというのは絶滅種だったんです、絶滅種。ところが、昔いた場所に戻すというのは保護対象になるということに、多分、次のデータブックからなるはずなんです、今、その審議をしているんですけれども、そうすると、絶滅ではなくなるんですね、沖縄の個体群が。

そうすると、沖縄の個体群というのは、野生絶滅、WEという新しい基準に入ることになりますので、そうすると、奄美から沖縄に持ってきたリュウキュウアユも保護対象になり得るといえるのがかかってくる。

ただ、そのためには、沖縄県版のレッドデータブックで今までのEXからWEというのに変更が必要になります。そうすることによって、一応、保護対象にすることができるのかなという気がしています。

これは、まだ国のレッドデータブックの議論中なもので、これを沖縄県のレッドデータブックに反映できるのかどうかは分からないのですけれども、国の方向が変わると、県もそれに追従するというのが、今までの例ですので、多分、そうなるのかなという気はしています。

まだ決定したことはないですけれども、そういう動きが今あるということだけお伝えしておきたいと思います。

本当は河川と海を行き来する個体群を沖縄沿岸に復活させるというのが当初目的だったんですけれども、取りあえず、今、できることというのは、沖縄に持ってきて、ダム湖にいるというリュウキュウアユに何らかの保護規制をかけられるかどうかということなのかなという気がしていますけれども、この辺、皆さん、どうでしょうか。

この議論は、少しちゃんと続けなくてはいけないことだと思うんですけれども。

**○事務局（秋田）** 事務局からよろしいでしょうか。

**○立原会長** どうぞ。

**○事務局（秋田）** すみません、今のお話なんです、確かに今後のアユの保全方法、将来の姿として、もともとの河川にいて、海との行き来があるような本来の姿を取り戻していくということが最終的にはゴールになるのかなと思うのですが、ただ、やっぱり内水面漁場管理委員会という入れ物というか、会議の場では、議論のちょっと限界があるなというところは、正直ありまして、非常にお役所的で申し訳ないんですが、やはり議論の場を、内水面から拡大して行って、自然保護課さんのほうにも入っていただいて、この希少種としての保全の在り方という枠

組みで議論をしていかないと、内水面の中ではちょっとやっぱり限界があるなというところがあります。

なので、今後、もう少し委員会の中でも方向性を詰めていきながら、自然保護課さんのお力を借りて、この条例の対象にしていくかどうかというところで、まずは内水面委員会の中で議論を詰めていって、その先に、今、皆さんおっしゃるような、本来のアユの保全についての議論が交わされていくべきなのかなと思います。

ですので、今後の委員会の中では、保全の方法として今回ご紹介いただいた条例化に向けた整理というのを進めていって、そういう意味で委員会からの橋渡しの議論を詰めていければなと考えておりますが、いかがでしょうか。

**○立原会長** ありがとうございます。

そのとおりだと思います。なかなか水産課としては、それ以上のことは、なかなかちょっと難しいかなという気はしています。

この件、ほかに何かご意見ありますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、次の報告に移ってよろしいでしょうか。

(はいという声)

## **[報告事項 2 福地ダムにおける外来魚の駆除調査概要について]**

**○立原会長** 次は、報告の2で、福地ダムにおける外来魚の駆除調査概要について、事務局のほうからお願いいたします。

**○事務局（秋田）** 議案書の51ページご覧ください。

報告事項1 福地ダムにおける外来魚の駆除調査概要について、リュウキュウアユの採捕に係る沖縄県内水面漁場管理委員会指示4第1号の第4に基づき、令和5年11月29日付で承認をした沖内水第5の3に係る外来魚調査の調査結果について、一般財団法人沖縄県環境科学センターより概要の提出がありましたので報告します。

議案書の52ページ以降がその概要となっております。

53ページにあります福地ダムへ流入する河川、こちらのほうで調査を行っていただきました。

各河川をこのように分岐しているというか、分かれているところで色分けしてありまして、それぞれについて、分布状況を調査していただいております。

52ページに調査方法が書いてあります。

潜水目視によって個体数を計数するとともに、カゴ網、タモ網によってグリーンソードテールを捕獲し、体長の計測、個体数の計数を実施した。



今回、刺網は使っていないということでした。

調査期間は、令和5年12月6日から8日の3日間となっております。

次に、54 ページ、結果なんですけれども、ソードテールの目視個体数・捕獲数を表1、図2に、調査箇所別の捕獲個体の体長組成を図3に、確認状況を図4に示すとあります。

表と図のほう見てみますと、表1、54 ページの下の段ですね。先ほどの地図と合わせて見ていただきたいんですが、特に目視個体数・捕獲個体数が多かったのは、左支川2というところで、地図でいうと、紫色の部分での確認数が多かったようです。

この支川の東側に集落がありますので、口頭で概要を伺った際には、こちらから大雨があった際に、オーバーフローしたものが入り込んだんじゃないかというふうにおっしゃってありました。

ここでの目視個体数が278 個体、捕獲個体数が250 個体で、非常に多くなっております。

55 ページの図3にそれぞれの捕獲個体数と、体長組成が示されており、かなり小さな10 ミリ以内の個体も確認されていることから、再生産が疑われております。

56 ページの図4が、分布の状況を円の大ききで示したものです。この集落の近くに非常に多かった。それから、ここからダム湖に注いでいる一部の流域でも計測、個体確認されており、当初、緊急的に駆除すれば何とかなるというようなお話だったんですけれども、かなり分布が広がってしまっている可能性が示唆されております。

57 ページに調査地点の写真がありまして、少し見にくいんですが、写真の2の左側、ソードテールがたくさん泳いでいるのが写っております。ちょっと元の提供いただいた画像だと、もう少し鮮明だったんですけれども、資料だとちょっとぼんやりして何が写っているか分かりにくいんですが、かなりの数が確認されたようです。

最後に、その他ということで、左支川2の上流域で確認されたミナミメダカということで、ミナミメダカについては、先ほど紹介いただいた沖縄県の希少野生動植物に指定されている種類です。ここでも、もともと分布しているだろうとされるミナミメダカが確認されておりますが、ミナミメダカについても、近年、外来のものが入っているという情報もありますので、報告をしていただいた沖環科さんのほうからは、これについて遺伝的に確認をしてはどうかというふうに、委託先には提案をしているというふうに報告をいただきました。

調査の概要については報告以上となります。

○立原会長     ありがとうございました。

この件、何かご質問ありますでしょうか。

事務局にちょっと確認したいんですけれども、これ、確認されたミナミメダカは捕獲しているんですかね。

○事務局（秋田）     捕獲はしてないと思います。確認まではしていて、先方からオーケーが出れば、遺伝的にも調べるというふうにおっしゃっていたので。

○立原会長     今のところ、ミナミメダカで、在来のものではないかなという気はするんですけれども、それともう一つ、このソードテールの流入元は分かったんですかね。

○事務局（秋田）     確定はしておりませんが、先ほど、地図でお示したように、周辺の集落にもいるということなので、そこから、大雨の際にあふれたものが流入河川のほうに侵入したのではないかというふうにおっしゃっていました。

○立原会長     そうしたら、ソードテールがいる池にメダカがいるかどうかを確かめたほうがいいですね。

○事務局（秋田）     なるほど、伝えておきます。

○立原会長     この件、ほかにご意見ありますでしょうか。何かありませんか。

どうぞ。

○山川委員     57 ページの止水域で確認された多数のソードテールとあるんですけれども、これは通常、いつもこの支川と止水域というのは、この堰状の構造物で仕切られていて、大雨のときに止水域の水が左支川のほうに流れていくということだと思えるんですけれども、今回、この止水域のソードテールの駆除はやったんですか、やっていないんですか。

○事務局（秋田）     ごめんなさい、最後、ちょっと、聞き取れませんでした。

○山川委員     止水域というところから、大雨で越流して左支川のほうにソードテールが落ちてきているということですよ。

○事務局（秋田）     はい。

○山川委員     その駆除は、この支川のみで行って、この止水域では駆除は行ってないということですか。

○事務局（秋田）     すいません、ちょっと確認しておりませんので、それも併せて確認いたします。

○山川委員     支川のソードテールを幾ら取っても、この止水域のソードテールがいなくならなかつたら、常に供給されていくのかなという気

がするんですけれども、通常、そんなに越流するような感じではないということなんですかね。

○事務局（秋田） ちょっとこのあたりの状況も詳しく分かりませんので、併せて、通常ここはつながって越流することがあるかどうかというのも確認しておきます。

○立原会長 場所の状況から考えると、通常は越流しないと思うんですよ。過去 20 年間で入ったのが初めてなので、そうすると、多分、今年、ここに局地的に雨が降って、どこかがオーバーフローしたときに、たまたま入ったということだと思いますので、恒常的に入るとはちょっと思えないんですけれども、上にそういう危険な場所があるということは、これからも入る危険は常にあるということだとは思いますが。

ほかに、何かありますでしょうか。

宮良さんどうぞ。

○宮良委員 安波のリュウキュウアユの分布とは、全然被らないと考えてもいいんですか。ソードテールが確認された箇所ですね。

○立原会長 これ、福地ですよ。

○宮良委員 福地。

○事務局（秋田） 福地です。

○宮良委員 安波ではなくて福地ですか。すいません。

アユの生息域と被ってはいるんですか。

○立原会長 私、答えていいかどうか分からないですけど、大泊なので、一応アユがいる場所ではあります。被ってはいます。

○宮良委員 だとすると、やっぱり駆除しないとまずいんじゃないかなと思いました。アユに対する影響というのは強いんですかね、ソードテールというのは。

○立原会長 恐らく、アユとは直接競合することはないと。

○宮良委員 分かりました。

○立原会長 これが入って一番懸念されるのは、ミナミメダカで、そうではなくても福地ダムのミナミメダカは急速に減少しているので、さらにこれが入ると、結構厄介なことになるなという気はしています。

○宮良委員 分かりました。

○立原会長 そのほか、何かありますでしょうか。

ないようでしたら、この報告も終わりとしてよろしいでしょうか。

（はいという声）

○立原会長 それではこれで、今日の議事と報告は全て終わりましたので、最後、附帯決議案ですけれども、本日の議決事項中、内容の変更

を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任するというようお願いいたします。

それでは、事務局にお返しいたします。

**○事務局（井上）** 立原会長、ありがとうございます。

今日、大きなお話があったと思います。リュウキュウアユを今後どうするかということで、自然保護課さんのお力ももらいながら進めていきたいと思っています。

ただ、時間的なものもありますので、次回や、その2回か3回ぐらい議論した上で、委員会としての意見を取りまとめて、自然保護課さんのほうには意見書という形で提出するような流れになっていくのかなというふうに思っておりますので、いろいろとまた皆さんのお力よろしくお願いいたします。

今日は、長い間、本当にお疲れさまでした。

第4回沖縄県内水面漁場管理委員会をこれで閉じたいと思います。

今日は、お疲れさまでした。ありがとうございます。

**○立原議長** ありがとうございました。

令和5年12月22日

議長

議事録署名人

議事録署名人